

発想の転換！？ 相続税の生前対策 ～生命保険金の受取人～ その4

今回は発想の転換による「相続税の生前対策」について、相続税の納税資金対策として活用される事例の多い「生命保険金」の受取人の選択についての有利・不利の解説です。

1. 死亡保険金の課税関係

被相続人の死亡によって取得した生命保険金や損害保険金で、その保険料の全部又は一部を被相続人が負担していたものは、相続税の課税対象となります。この死亡保険金の受取人が相続人（相続を放棄した人や相続権を失った人は含まれません。）である場合、すべての相続人が受け取った保険金の合計額が次の算式によって計算した非課税限度額を超えるときは、その超える部分が相続税の課税対象になります。

【算式】 500万円 × 法定相続人の数（注）＝非課税限度額

なお、相続人以外の方が取得した死亡保険金には非課税の適用はありません。

（注）法定相続人の数は、相続の放棄をした人がいても、その放棄がなかったものとした場合の相続人の数をいいます。

2. 死亡保険金の受取人が配偶者である場合

配偶者が死亡保険金の受取人となっていることが多くありますが、配偶者は相続税の税額軽減の規定の適用を受ければ納付税額が発生しないことが大半だから、配偶者は相続税の納税資金は必要がありません。

一方、配偶者が死亡保険金の受取人となっている場合には、配偶者の老後生活に必要な資金の確保に役立ちますが、第二次相続までの通算相続税を考慮すると、相続税の負担が重くなることもあるため、慎重に死亡保険金の受取人を誰にするのか判断する必要があります。

【設例】

1. 被相続人 父（令和4年3月死亡）
2. 相続人 母・長男
3. 相続財産 その他の財産 4億円（法定相続分どおり相続する）、生命保険金 3,000万円（受取人母又は長男）
4. 母（令和4年12月死亡）固有の財産 1億円
5. 相続税の計算

（単位：万円）

相続人	父の相続 (母が保険金受取人)		母の相続	父の相続 (長男が保険金受取人)		母の相続
	母	長男	長男	母	長男	長男
その他の財産	20,000	20,000	(注)22,721	20,000	20,000	20,000
母固有の財産	—	—	10,000	—	—	10,000
生命保険金	3,000	—	—	—	3,000	—
同上非課税金額	△1,000	—	—	—	△1,000	—
課税価格	22,000	20,000	32,721	20,000	22,000	30,000
相続税の総額	11,720		10,404	11,720		9,180
各人の算出税額	6,139	5,581	10,404	5,581	6,139	9,180
配偶者の税額軽減	△5,860	—	—	△5,581	—	—
相次相続控除額	—	—	△279			
納付税額	279	5,581	10,125	0	6,139	9,180
通算相続税額	15,985			15,319		

左記の設例の場合、父の相続において長男が生命保険金の受取人であるときは、第一次相続では279万円相続税が重くなりますが、第二次相続までの通算相続税で判定すると、666万円相続税は少なくなります。

（注）20,000万円（その他の財産）+3,000万円（生命保険金）-279万円（相続税）=22,721万円

なお、相続人でない孫が死亡保険金の受取人である場合、その孫は遺贈によって財産を取得したことになり、相続税が課されます。その場合、相続人でない孫が死亡保険金を受取ったときは、生命保険金の非課税の適用を受けることができません。また、孫は、配偶者及び一親等の血族でないことから相続税額の2割加算の対象者に該当（孫が代襲相続人である場合を除きます。）します。さらに、被相続人から相続開始前3年以内に贈与を受けていた場合には、生前贈与加算の対象となり、相続税の負担が重くなります。孫に対する愛情を重視し、孫を生命保険金の受取人に指定しておけば確実に孫に財産を残すことができますが、相続税の負担はかなり重くなると思われることから、それらの不利益になる点についても事前に確認しておかなければなりません。

（文責：山本和義）